
日付： 2004年 8月19日
提出元： アッカネットワークス
題名： NTT東日本殿からの質問並びに意見に対する回答と意見
課題表対応 C.3、C.4

前書き

SMS-15-NTTE-05, 06並びに03に対する弊社の回答、意見である。

1. SMS-15-NTTE-05に関して

「既存ユーザに対して許容できないような影響」の定義

過半の既存ユーザが享受している伝送速度（サービスレベル）から著しく下方へ乖離しないこと。

「既存ユーザの保護」

上述のサービスレベルを維持することを目標にすること。

スペクトル管理（スペクトル適合性評価）は、新しく導入されるDSLシステムの評価を行うものである。

「保護判定基準値」は、新しいDSLシステムが導入されても、過半のユーザにとって維持されるべきサービスレベル（伝送速度）の目安（ADSLの通信品質目標値）である。従って、実際の伝送速度が保護判定基準値（目標値）を下回ることが当然ある。（ユーザには“サービスレベル予測値”を示す）

保護判定基準値（目標値）を下限許容限界とすれば、実際のサービスレベルが下限許容限界以下になるユーザが増えることになる。

JJ100.01第2版の保護基準値について

- クラスA, A は被干渉システムのクラス分けであり、総てを与干渉源として扱う合理的な根拠はない。
- ISDNは既存のxDSLと異質な伝送方式でADSLに与える干渉が著しく大きく、同等の干渉を及ぼすDSLシステムの導入は制限されるべきである。

「保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎として・・・」の解釈の問題と考える。

弊社の提案は、“フィールドデータに基づく平均的な速度（サービスレベル）”と“伝送性能値の干渉計算に基づく値”の双方を考慮して決めることである（方法論としては前者を重視）。

しかしながら、“伝送性能値の干渉計算に基づく値”を基礎に、実現可能な範囲で、“フィールドデータに基づく平均的な速度（サービスレベル）”（“過半のユーザにとって維持されるべきサービスレベル”）を参考に事業者間の合意により決めることも可能である（後者を重視する考え方）。

「保護判定基準下限値」はギャランティサービスに対する“保護判定基準値”である。将来とも電話サービスをxDSL技術により提供する可能性がないなら、「保護判定基準下限値」は顧慮する必要はない。

「サービスレベル予測値」はTTCのスペクトル管理の範疇外である。

2. SMS - 15 - NTTE - 06 に関して

保護判定基準値の不変性について、再度意見を述べる。

(ア) JJ100.01第2版の保護判定基準値の不変性については、情報通信審議会情報通信技術分科会に審議でも問題提起されている。

(イ) サービス要求条件から決める方法は、事業者間の合意で決めることであり、1事業者の考え方により決めることではない。

(ウ) 伝送性能値から決める方法は、クラスA、A システムの変更により受動的に保護基準値が変わらずを得ない点で、不変性がない。

将来、ISDNがクラスAシステムではなくなり、「保護判定基準値」が変更される場合、スペクトル適合性確認結果を見直すのか？

3. SMS - 15 - NTTE - 03 に関して

2. 1項に関して

保護判定基準値がどのような方法で設定されようと、スペクトル適合性評価は、定められたスペクトル適合性計算モデル、計算条件に従い設定された保護判定基準値に対して行うので、誰でも予め計算できる。

保護判定基準値と決め方とスペクトル適合性計算モデル、計算条件の設定とは別の問題である。

2. 3項に関して

下記の理由により、ISDNは与干渉源に含めるべきではない。

(ア) スペクトル管理(スペクトル適合性評価)は、新しく導入されるDSLシステムの評価を行うものである。

(イ) クラスA, A は被干渉システムのクラス分けであり、総てを与干渉源として扱う合理的な根拠はない。

(ウ) ISDNは既存のxDSLと異質な伝送方式でADSLに与える干渉が著しく大きく、同等の干渉を及ぼすDSLシステムの導入は制限されるべきである。

以上